

電気事業法第 106 条第3項の規定に基づく  
報告徴収について(報告)

令和 2 年 4 月 30 日

東京電力パワーグリッド株式会社

# 目次

1. 本報告の経緯
2. 報告を求められた事項
3. 役職員による金品受領の有無及び不適切な工事発注・契約の有無の調査
  - (1) ヒアリング調査
  - (2) 内部通報窓口に関する記録調査
4. 電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填の有無の調査
  - (1) ヒアリング調査
  - (2) 役員報酬に関する記録調査
5. 本報告徴収に対する報告

## 1. 本報告の経緯

令和2年4月6日に経済産業大臣から当社に対して、電気事業法第106条第3項の規定に基づき、関西電力株式会社（以下、「関西電力」という。）の役職員による金品受領等の事案を踏まえ経済産業大臣が令和元年9月27日に関西電力に対して発出した報告徴収命令に対する回答の内容に類似する事案の有無等についての報告徴収が発出された。

当社は所要の調査、事実関係の整理等を行い、令和2年4月17日に経済産業大臣に対して類似する事案が確認されなかったこと等の報告を行ったが、令和2年4月21日に経済産業大臣から当社に対して、電気事業法第106条第3項の規定に基づき、追加的に報告徴収（以下、「本報告徴収」という。）が発出されたことに伴い、令和2年4月21日から4月30日にかけて、報告を求められた事項について、あらためて所要の調査、事実関係の整理等を行い、本報告徴収に対する報告を取り纏めた。

なお、本報告の内容については、会社法第372条第1項の規定に基づき、令和2年4月30日に取締役及び監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項として通知している。

## 2. 報告を求められた事項

本報告徴収において報告を求められた事項は以下のとおり。

- (1) 役職員による金品受領の有無及び不適切な工事発注・契約の有無について
  - ・現役の役員及び過去10年間の役員経験者並びに工事発注・契約に係る実質的な権限を有する役職員及び過去10年間の当該役職員経験者に対して、聴取又は書面・電子メールを活用した方法によって調査を行い、その方法及び結果を記載すること。
  - ・内部通報窓口等の過去10年間の記録についても調査を行い、その結果を記載すること。
  
- (2) 電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填の有無について
  - ・現役の会長及び社長並びに過去10年間の会長及び社長経験者に対して、聴取又は書面・電子メールを活用した方法によって調査を行い、その方法及び結果を記載すること。
  - ・報酬規程、過去10年間の役員報酬に関する記録その他の資料についても調査を行い、その結果を記載すること。

### 3. 役職員による金品受領の有無及び不適切な工事発注・契約の有無の調査

#### (1) ヒアリング調査

##### ①調査の実施者

当社監査役及び内部監査部門。

一部、東京電力ホールディングス株式会社（以下、「ホールディングス」という）の監査部門等。

##### ②調査対象者と調査方法

###### i. 現役の役員及び過去 10 年間の役員経験者

平成 28 年 4 月（事業開始時）から令和 2 年 4 月までの間、現役の役員等を除き、以下の役職に就いた経歴を有する者 6 名に対して調査を実施した。

###### a. 社長

社長経験者 1 名に対しては、ホールディングス監査委員がヒアリングを実施した。

###### b. 「a.」を除く取締役及び監査役

取締役及び監査役経験者 5 名のうち 3 名は監査役が、2 名はホールディングス監査委員がヒアリングを実施した。

また、現役の役員等 11 名（取締役 7 名、監査役 2 名、技監 1 名、参与 1 名）については、令和 2 年 4 月 6 日から令和 2 年 4 月 16 日にかけて調査を行い、金品受領の有無及び不適切な工事発注・契約のいずれも「無し」であったことを確認している。

###### ii. 工事資材発注・契約に係る実質的な権限を有する役職員及び過去 10 年間の当該役職員経験者

当社は、規程・マニュアルにおいて、取引の公平・公正・中立を保つため、原則として工事所管箇所とは独立した組織である契約箇所が契約手続きを行うこと及び契約に関する職務権限は契約箇所のグループマネージャー以上の役職員が有することを定めている。

このため、平成 22 年 4 月から令和 2 年 4 月までの間（※）に本社契約箇所の所長及びグループマネージャーの役職に就いた経歴を有する社員 60 名を工事発注・契約に係る実質的な権限を有する者として調査することとした。

また、工事所管箇所は引当予算額が少額であるものなど一部の契約について契約手続きを行うことが認められていることなどから、平成 22 年 4 月から令和 2 年 4 月までの間（※）に主要な工事所管箇所であ

る本社流通部門における部長および総括業務担当グループマネージャーの役職に就いた経歴を有する者 19 名を資材発注に影響を及ぼし得る者として、補足的に調査対象とした。

なお、今回の調査対象者を含む現役の役付の特別管理職（1,262 名）については、令和 2 年 4 月 6 日から令和 2 年 4 月 16 日にかけて調査を行い、不適切な工事発注・契約のいずれも「無し」であったことを確認している。

※平成 28 年 4 月（事業開始時）以降の調査対象者に加え、会社設立前の当該調査対象に相当する役職経験者も対象とした。

### ③調査項目

#### i. 役職員による金品受領の有無

- ・工事や地域対応にあたり、取引先・地元など関係者から時期・金額に照らすと外形的には発注に直結するとみられるような贈答・接待を受けたことがあるか。
- ・その他社会通念上好ましくない贈答や接待を受けたことがあるか。

#### ii. 不適切な工事発注・契約の有無

- ・個別の工事等の内容や年度ごとの発注予定金額を伝え、個別の工事等や発注予定額に見合う工事等を発注することを約束したことや現在または将来の工事等に関する案件名、工事等の内容、発注・施工の時期、費用の概算額などの情報を提供したことがあるか。
- ・購買・委託・工事契約について、他に特命発注とすべき合理的理由がないにもかかわらず、特命発注を行ったことがあるか。
- ・その他、適正性が疑われるような事例があるか。

### ④調査結果

96 名の対象者全てから「無し」との回答を得た（回答率 100.0%）。

なお、対象者と回答者の内訳は以下のとおり。

#### (i) 現役の役員等及び過去 4 年間（事業開始以降）の役員経験者

対象者：17 名      回答者：17 名

#### (ii) 工事発注・契約に係る実質的な権限を有する役職員及び過去 10 年間の当該役職員経験者

対象者：79 名      回答者：79 名

## (2) 内部通報窓口に関する記録調査

### ①調査の実施者

ホールディングスの総務・法務部門（コンプライアンス担当）

### ②調査方法

当社は、企業倫理相談窓口をホールディングスに一元化しているため、平成22年4月から令和2年3月までの間に企業倫理相談窓口に寄せられた案件（計1,459件）のうち、関西電力の事案に類似する事案の有無について、ホールディングスの総務・法務部門（コンプライアンス担当）が資料を精査した。

### ③調査結果

無し

## 4. 電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填の有無の調査

### (1) ヒアリング調査

#### ①調査の実施者

ホールディングスの監査部門及び秘書部門

#### ②調査対象者と調査方法

平成28年4月（事業開始時）から令和2年4月までの間に、社長の職に就いた経歴を有する者2名に対して、ホールディングスの監査委員がヒアリング調査を実施した。

#### ③調査項目

東北地方太平洋沖地震後の経営の効率化・合理化のために行われたものなど、役員報酬の返上・減額について、当該減額・返上分を事後的に補填した、またはされたことの有無。

#### ④調査結果

2名から回答を得て（回答率100.0%）、いずれも「無し」との回答を得た。

(2) 役員報酬に関する記録調査

①調査の実施者

ホールディングスの秘書部門

②調査方法

平成28年4月（事業開始時）から令和2年4月までの間の役員報酬に関する承認書等の資料について、ホールディングスの秘書部門が精査した。

③調査結果

無し

5. 本報告徴収に対する報告

(1) 役職員による金品受領の有無及び不適切な工事発注・契約の有無

無し

(2) 電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填の有無

無し

以上